

運動部活動・運動クラブ等関係

中学校・高等学校における運動部の指導について

昭和32年5月16日 文初中第257号

初等中等教育局長から各都道府県教育委員会
各都道府県知事、各附属学校をもつ国立大学長
各国立高等学校長あて

運動部の指導は、学校教育の一部として、生徒の正常な身体的発達を図るとともに責任、協力、寛容、明朗などの望ましい態度、習慣の育成を目ざして行われるべきものであるが、最近運動部に属する生徒の暴力的な行動や不良行為の一部に起こっていることは、まことに遺憾であります。

これについては、学校における生徒指導や特別教育活動一般の問題として検討し、指導の強化を図る必要があるが、この際学校における運動部の指導について左記事項に留意され、運動部の運営が単に生徒の自主的活動に放任されることなく、学校教育の一部として十分な指導が行われるよう、御配慮願います。

なお、貴管下の教育委員会および学校に対し、この通達の周知徹底についてよろしくお取り計らい願います。

記

- 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部長や種目別の各部の担当教員などを監督として、その指導の万全を図ること。
- 2 校長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には、その人の人格が生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と識見をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのために運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制されることのないよう配慮すること。
 - (3) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場合に、行きすぎた激励や応援を行って、生徒に悪い影響を与えないよう配慮すること。
 - (4) 生徒を対外運動競技に参加させる場合は、「生徒対外運動競技の基準」(昭和32年5月15日文初中第249号文部事務次官通達)によること。
 - (5) 運動選手に対し、試験を免除したり、採点を加減するなど、一般の生徒と差別のある取扱いをしないこと。
- 3 運動部長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部長は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動と調整を図ること。
 - (2) 運動部長は、施設用具などを選手のみに独占されることのないよう指導すること。
- 4 種目別の各部の担当教員の特に留意すべき点
 - (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、たえず部の活動全体を掌握して指揮監督に当たること。
 - (2) 生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意思、健康などを十分考慮し、ホームルーム教師や父兄とも連絡して、適切な措置と指導をすること。
 - (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力をこえた練習を強いたり、さらに、暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。
 - (4) 運動部の練習については、生徒の健康や学業を十分考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果のあがるように指導すること。
- 5 合宿練習の指導において特に留意すべき点
 - (1) 合宿の生活においては、教師は必ず寝食をともにして監督し、その生活がとかく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的な計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮すること。
 - (2) 合宿生活はややもすると、飲酒、喫煙その他好ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に生徒の行動を確実に把握してその生活全般にわたる指導に留意すること。
 - (3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異なって、練習時間や練習量が多く、生徒は心身ともに疲労を増してくるので、教師は個々の生徒の健康や衛生に留意し、病気になったり、傷害を起こしたりすることのないように注意すること。

中学校・高等学校における運動クラブの指導について

昭和43年11月8日 文体体第223号
文部省体育局長通達

中学校、高等学校における運動クラブは、各種の練習を通じて生徒の自発的な活動を助長し、心身の健全な発達を促し、進んで規律を守り、たがいに協力して責任を果たすなどの社会生活を営むに必要な態度を養うよい機会ではありますが、指導が行き届かない場合においては、規律が乱れたり、勝敗にとらわれてゆきすぎた練習や暴力的行為が行われたりするなどのあやまった行動を招くおそれがあり、最近そのような望ましくない事例が一部にみられたことはまことに遺憾であります。

運動クラブの指導に付いては、「中学校、高等学校における運動部の指導について（昭和32年5月16日文初中第257号文部省初等中等教育局長通達）」をもって、関係者の格別のご配慮をお願いしてまいりましたが、さらに下記事項に留意し、いっそう成果をあげるようご配慮願います。

なお、貴管下教育委員会および学校に対し、この趣旨の周知徹底方について、よろしくお取り計らい願います。

記

- 1 校長をはじめ運動部長などの運動クラブの責任者、種目別の各クラブ担当教員などによる指導を確立し、関係教員全員が連係を密にし、協力して指導の徹底を図るようにすること。
- 2 種目別の各運動のクラブ担当教員は直接指導に当たるように努めるとともに、関係教員相互の協力体制を整えて部員から必要に応じ報告を求めたり随時巡回したりするなどの適当な方法によりその活動状況をたがいに連絡しあうようにし、運動クラブの活動の実態をじゅうぶん掌握するようにすること。
- 3 部員の健康管理にじゅうぶん留意するとともに、望ましい人間関係の育成に留意し、運動クラブに明朗快活な気風を育てるようにすること。この場合、学級（ホームルーム）担任教員や父兄とも十分連絡を保つようにすること。
- 4 運動クラブの活動については、できるだけ時間を有効に用い、生徒の生活全体からみて調和の失われることのないように配慮すること。

適正な教育活動の推進について

平成2年10月24日 教指第450号
県教育長から各地方出張所長
各市町村教育委員会教育長、公立高等学校長
県立盲・聾・養護学校長あて

貴職におかれましては、管下各学校の教育活動の充実のために、日々御指導、御尽力をいただいているところであります。

しかしながら、このところ教職員による児童生徒への体罰や部活動の事故等が発生しており、まことに憂慮すべきところであります。

体罰禁止の徹底については、昭和63年9月14日付け教義第154号等により、繰り返し指導をお願いしてきたところですが、依然として体罰に関する不祥事が起こっており、学校や教職員に対する県民の不信を招いております。

申し上げるまでもなく、教職員は、日頃から児童生徒との信頼関係を深め、教職員としての見識と使命感等をもって指導に当たることが大切であります。

については貴管下の教職員に対し、別紙（1）について御留意の上、各学校において教職員と児童生徒との豊かな人間関係を基盤とした教育活動が展開されるよう、改めて御指導をお願いします。

また、最近運動部活動中の死亡事故等が発生しており、まことに遺憾なことであります。

学校における部活動は、児童生徒の体力の向上や個性の伸長、自主性、責任感、協調性等の望ましい生活態度の育成を目指すものであり、その活動にあつては計画的に運営されるとともに、事故防止のための十分な配慮が極めて重要なことでもあります。運動部の指導に当たっては別紙（2）について御留意の上、適切な運営がなされるよう御指導をお願いします。

各学校においては、校内の各分掌や教職員相互の連絡・調整及び保護者や関係機関等との連携・協力のもとに、適正な教育活動が展開されるよう御指導をお願いします。

別紙（１）略

別紙（２）学校における運動部の指導について

- 1 運動部の活動は、学校教育活動の重要な場であるから、校長は、児童生徒の自主的活動が健全に行われるよう、運動部顧問総括責任者や種目別の各部の担当教員などを監督として、その指導の万全を図ること。
- 2 校長の特に留意すべき点
 - (1) 運動部の技術的なコーチを教職員以外に求める場合には、その人の人格が児童生徒に与える影響の大きいことを考え、教育に対して理解と見識をそなえた人を校長の責任において委嘱すること。
 - (2) 経済的な協力を先輩や後援会などの外部から受けた場合でも、そのことのために運動部の正常な運営がゆがめられたり、対外運動競技への参加が強制されることのないよう配慮すること。
 - (3) 運動部の先輩や後援会などが、対外運動競技の場合に、行きすぎた激励や応援を行って、児童生徒に悪い影響を与えないように配慮すること。
 - (4) 児童生徒を対外運動競技に参加させる場合には、「児童生徒の運動競技」（昭和54年4月5日文体体第81号文部事務次官通知）によること。

※「児童生徒の運動競技」（昭和54年4月5日文体体第81号文部事務次官通知）は（平成13年3月30日付、12文科ス第160号）「児童生徒の運動競技について」により廃止となった。
 - (5) 運動選手に対し、試験を免除したり、採点を加減するなど、一般の児童生徒と差別のある取扱いをしないこと。
- 3 運動部顧問総括責任者の特に留意すべき点
 - (1) 運動部顧問総括責任者は、種目別の各部の活動全体について掌握し、学校全体の行事や活動との調整を図ること。
 - (2) 運動部顧問総括責任者は、施設用具などを選手のみに独占されることのないよう指導すること。
- 4 種目別の各部の担当教員の特に留意すべき点
 - (1) 種目別の各部の担当教員は、単に名目だけでなく、絶えず部の活動全体を掌握して指揮監督に当たること。
 - (2) 児童生徒が運動部に入部あるいは退部する場合は、種目別の各部の担当教員は、本人の意思、健康などを十分考慮し、学級（ホームルーム）担任教員や保護者とも連絡して、適切な措置と指導すること。
 - (3) 運動部の運営が対外運動競技における勝利のみを目標とし、あるいは部の団結を重視するあまり、上級生が同僚や下級生に能力をこえた練習を強いたり、さらに暴力的な行動にまで及ぶことのないよう十分指導すること。
 - (4) 運動部の練習については、児童生徒の健康や学業を十分考慮するとともに、できるだけ短時間に練習効果が上がるように指導すること。
- 5 合宿練習の指導において特に留意すべき点
 - (1) 合宿の生活においては、教師は必ず寝食を共にして監督し、その生活がとかく運動練習のみに偏りがちであるので、運動練習以外の生活においても、学習その他について自主的に計画を立てるよう指導し、日々の生活が規則正しく行われるよう配慮すること。
 - (2) 合宿生活は、ややもすると、飲酒、喫煙、その他好ましくない遊びや集団的な非行の機会になりがちであるから、教師は常に児童生徒の行動を確実に把握してその生活全般にわたる指導に留意すること。
 - (3) 合宿練習は、通常の場合の練習と異なって、練習時間や練習量が多く、児童生徒心身ともに疲労を増してくるので、教師は個々の児童生徒の健康や衛生に留意し、病気になったり、障害を起こしたりする者のないように注意すること。
- 6 事故対策（事故発生とその処置）について特に留意すべき点
 - (1) 事故が発生した場合には、その内容の軽重を問わず、速やかにその処置をすること。
 - (2) 事故者の救急処置（養護教諭等による）及び医療機関への移動と、校内関係者・家庭へ適切な連絡を取ること。
 - (3) 校内における事故発生の際の連絡網を確立すること。
- 7 その他

運動部の指導はもとより、水泳及び学校における体育活動に伴う事故防止については、体育主任研修会等にて配布した「平成2年度学校体育要覧第4号」に記載してある学校体育関係通知（その1）、（その2）を十分熟知のうえ指導に当たること。

中学校及び高等学校における運動部活動について

平成10年2月27日 教体第572号

県教育長から、各地方出張所長
各市町村教育委員会教育長、各公立高等学校長
各県立盲・聾・養護学校長
県小中学校体育連盟会長、県高等学校体育連盟会長
県高等学校野球連盟会長
県盲聾養護学校体育連盟会長あて

日頃より、本県体育・スポーツ活動の推進については、格別なるご指導、御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、運動部活動に関しましては、保健体育審議会答申（平成9年9月22日）において指摘がなされています。また、文部省では、平成7年度から「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」を開催し、このたび「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられたところです。

このような中で、平成10年1月20日付け、文体体第297号により、文部省体育局長より、別添写しのとおり通知がありました。

ついては、文部省体育局長通知の趣旨、内容を熟知の上、運動部活動について一層、適切な指導が行われますようお願いいたします。

（別添） 平成10年1月20日 文体体第297号
文部省体育局長から各都道府県知事あて通知

中学校及び高等学校における運動部活動については、「中学校、高等学校における運動部活動の指導について」（昭和32年5月16日付け文初中第275号文部省初等中等教育局長通知）及び「中学校高等学校における運動クラブの指導について」（昭和43年11月8日付け文体体第223号文部省体育局長通知）をもって、適切な指導をお願いしてきたところです。

さて、運動部活動に関しては、保健体育審議会答申（平成9年9月22日）において、別紙のとおり指摘がなされていますが、文部省では、平成7年度から、学識経験者等による「中学生・高校生のスポーツ活動に関する調査研究協力者会議」を開催し、このたび、別紙のとおり、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書」が取りまとめられました。

ついては、保健体育審議会答申やこの協力者会議の報告書を参考に、下記の事項に御留意の上、中学校及び高等学校の運動部活動について、一層適切な指導が行われるようお願いいたします。

記

- 1 運動部活動の意義が十分発揮されるよう、生徒の個性の尊重と柔軟な運営に留意すること。また、運動部活動への参加が強制にわたることのないようにすること。
- 2 スポーツ障害の予防や生徒のバランスのとれた生活を確保する観点から、学校週5日制の趣旨も踏まえて休養日を適切に設定するとともに、練習時間を適切なものとするよう留意すること。また、学校が必要に応じてスポーツ医・科学等に関する情報を活用することができるよう、情報提供等に努めること。
- 3 生徒の多様なスポーツニーズにこたえ、保護者や地域に開かれた運動部活動とする観点から、学校が必要に応じて外部指導者に協力を求めることができるよう所要の条件整備に努めることや、地域の実態に応じて保護者や地域住民との意見交換を行ったり、地域のスポーツクラブ等との交流を図ること等に留意すること。

児童生徒の運動競技について

平成13年3月30日 12文科ス第160号

文部科学事務次官から各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会、各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学長
各国公立高等専門学校長あて

子どもの個性を伸ばし、豊かな心をはぐくむためには、学校の自主性・自律性を確立し、学校が自らの判断で特色ある学校づくりに取り組むことが必要です。

このため、文部科学省では、各地域や学校における主体的かつ積極的な活動を促進することとし、国の地方公共団体や学校への関与の見直しを行っています。

児童生徒の運動競技についても、各教育委員会や学校の判断により行われることが適当であることから、文部事務次官通知「児童・生徒の運動競技について」（昭和54年4月5日文体体第81号）を廃止します。

運動部活動の教育的意義は大きく、その改善・充実は重要な課題であり、文部科学省としては、昨年9月に策定したスポーツ振興基本計画に沿って、一層の支援を行うこととしています。

については、今後とも児童生徒の運動部活動が活発かつ適切に行われるよう配慮願います。

以上のことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会及び関係機関に対して、また、各都道府県知事におかれては、所管の私立学校に対して、国立大学校長においては、管下の学校に対して周知を図られるようお願いいたします。

運動部活動での指導のガイドラインについて（通知）

平成25年6月26日 教体第256号

県教育長から、県立学校長

このことについて、別添写しのとおり、平成25年6月7日付け、25文科ス台178号で通知がありました。

つきましては、別添の「運動部活動での指導のガイドライン」を送付いたします。運動部活動における適切な指導に向けて、校内研修会等でご活用ください。

（別添）

平成25年6月7日 25文科ス台178号

文部科学省スポーツ・青少年局長 久保 公人

各都道府県・指定都市教育委員会

指定都市教育委員会教育長

各都道府県知事

附属学校を置く、各国立大学法人学校

小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する

構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた

各地方公共団体の長

文部科学省では、昨年度末の部活動中の体罰を背景とした高校生の自殺事案の発生、また、平成25年2月の教育再生実行会議の第一次提言を受け、本年3月より「運動部活動の在り方について調査研究」を行ってまいりましたが、このたび別添のとおり、「運動部活動の在り方に関する調査研究報告書～一人一人の生徒が輝く運動部活動を目指して～」が取りまとめられましたので、送付いたします。

貴職におかれましては、本報告書に掲げる「運動部活動での指導のガイドライン」の趣旨、内容をご理解の上、運動部活動における体罰等の根絶及び適切かつ効果的な指導に向けてご活用いただきますようお願いいたします。

なお、中学校、高等学校、中等教育学校以外の学校についても本ガイドラインを適宜ご活用いただきますようお願いいたします。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校その他の教育機関及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所管の私立学校に対して、国立大学法人

長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定をうけた各地方公共団体の長にあっては設置した学校に対して、本ガイドラインの周知を図り、適切なお指導をお願いいたします。

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインの策定及び運動部活動の適切な運営等に係る取組の徹底について（依頼）

平成30年6月5日 教体第292号
教職第215号
教学指第458号
教特第234号
教育振興部体育課長，教職員課長，
学習指導課長，特別支援教育課長

「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」の改訂について

日頃、本県の教育に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

この度、平成30年3月にスポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、千葉県教育委員会では、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」を改訂しました。

つきましては、各校においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定するとともに、運動部活動の適切な運営に取り組んでいただくようお願いします。

また、特別支援学校においては、部活動の実態に合わせた策定をお願いします。

なお、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただくようお願いします。

（別添） 平成30年3月19日 29ス庁第649号
スポーツ庁次長 今里 譲，
文部科学省初等中等教育局長 高橋 道和，
文化庁次長 中岡 司から，
各都道府県教育委員会教育長，各指定都市教育委員会教育長
各都道府県知事，
附属中学校，附属高等学校，附属中等教育学校又は附属特別
支援学校を置く各国立大学法人学長
附属中学校，附属高等学校又は附属特別支援学校を置く
各公立大学法人の理事長
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の長

スポーツ庁では、この度、生徒にとって望ましいスポーツ環境を構築するという観点に立ち、地域や学校の実態に応じて、運動部活動が多様な形で最適に実施されるよう、標記ガイドライン（別添1）を策定しました。

中学校及び高等学校（義務教育学校後期課程，中等教育学校並びに特別支援学校中学部及び高等部を含む。以下「中学校等」という。）における運動部活動については、これまでも適切な指導をお願いしてきたところですが、中学校等における運動部活動が、生徒がスポーツに親しむ基盤として、今後も持続可能なものとなるよう、特に下記の事項に十分留意の上、本ガイドラインに則り、適切な対応をお願いします。

このことについて、都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、域内の指定都市を除く市町村教育委員会及び所管の中学校等に対して、都道府県知事におかれては、所轄の学校法人及び当該法人が設置する中学校等に対して、国立大学法人及び公立大学法人におかれては、附属の中学校等に対して、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、域内の学校設置会社及び当該会社が設置した中学校等に対して、速やかに周知の上、必要に応じて支援，指導及び助言くださるよう、また、各都道府県教育委員会におかれては、域内の市町村教育委員会が設置する学校に対して周知が図られるよう配慮をお願いします。

1 運動部活動の方針の策定等について

都道府県にあっては、「運動部活動の在り方に関する方針」を、学校の設置者にあっては、「設置する学校に係る運動部活動の方針」を、校長にあっては、「学校の運動部活動に係る活動方針」を速やかに策定願います。

なお、既にこうした運動部活動の方針等がある場合には、本ガイドラインに則ったものとなるよう改めて検討いただき、必要に応じて改訂願います。

2 運動部活動に係る活動計画等の作成及び公表について

中学校等においては、学校の運動部活動に係る活動方針並びに年間及び月間の活動計画等について、学校のホームページに掲載等により公表願います。

3 本ガイドラインの適用状況に関するフォローアップについて

スポーツ庁では、本ガイドラインの適用状況を把握するため、特に上記1及び2に関し、定期的にフォローアップ調査を実施することとしていますので、御協力くださるよう願います。

4 教師の運動部活動への関与について

「学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)」(別添2)を踏まえ、適切に対応するよう願います。

5 公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当の支給基準について

公立の義務教育諸学校に係る教師に支給される部活動指導手当については、地方公務員法第24条第5項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条に定めるところにより、各都道府県又は指定都市の条例等において支給要件や手当額を定めるものです。部活動指導手当に係る義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準は、土日4時間程度の勤務を前提に3,600円と示していますが、土日4時間以上行わないと部活動指導手当を支給しないという趣旨ではなく、現在でも、各自治体の実態に応じて、「土日2時間以上4時間未満」や「土日3時間程度」など、「土日4時間程度」以外にも様々な基準を設定しているところです。都道府県教育委員会及び指定都市教育委員会におかれては、今後策定する「運動部活動の在り方に関する方針」等も踏まえて部活動指導手当の支給基準の時間の区分も見直すなど、柔軟に対応願います。

なお、平成31年度義務教育費国庫負担金の特殊勤務手当の算定基準については、今後、本ガイドラインを踏まえて検討してまいります。

6 文化部活動について

本ガイドラインの趣旨の他、本ガイドライン中の「適切な運営のための体制整備」及び「適切な休養日等の設定」については、当面、文化部活動に関しても、文化部活動の特性を踏まえつつ、本ガイドラインに準じた取扱いをしていただきますよう願います。

なお、文化庁において、平成30年度に「文化部活動の在り方に関する有識者会議」を設置し、文化部活動の在り方に関して議論し、「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(仮称)」の策定を進める予定です。

別添1 運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン(平成30年3月スポーツ庁)

別添2 学校における働き方改革に関する緊急対策の策定並びに学校における業務改善及び勤務時間管理等に係る取組の徹底について(平成30年2月9日付け29文科初第1437号)

学校における体育・運動部活動における不適切な指導根絶に向けた取組について(通知)

令和元年5月23日

教体第227号

県教育長から各教育事務所所長

各市町村教育委員会教育長、各県立学校長

千葉県高等学校体育連盟会長

千葉県小中学校体育連盟会長

千葉県特別支援学校体育連盟会長

このことについて、スポーツ庁政策課学校体育室より令和元年5月15日付け事務連絡で、別添写しのとおり送付されました。

千葉県においては、小学校体育科・中学校保健体育科教科主任等研修会や高等学校保健体育科教科主任研修会等、また、平成30年9月7日付け教体第677号「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について(通知)」においても、事故防止に万全を期することや体罰根絶に向けた取組の徹底をお願いしているところです。また、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」においても、運動部顧問による、体罰の根絶やハラスメントにより生徒の人格や尊厳を不当に傷つけないようお願いしております。

つきましては、趣旨を十分踏まえ、運動部活動を含む学校における体育活動中の不適切な指導根絶について、改めてその徹底に向けた取組を点検・確認し、適切な対応をお願いいたします。

(別添)

令和元年5月15日

事務連絡

スポーツ庁政策課学校体育室から、
各都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課
各都道府県私立学校主管課、
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
各国公私立高等専門学校担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課
小中高等学校を設置する学校設置会社を所管する構造改革特別
区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会
社担当課宛て通知

学校における体育活動中の事故防止については、「学校における体育活動中(含む運動部活動)の事故防止等について」(平成31年4月15日付け事務連絡)においても、事故防止に万全を期することや、暴力行為の根絶に向けた取組等、児童・生徒の安全確保ぬに向けた取組をお願いしているところです。また、昨年3月に策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」においても、運動部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理、事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶をお願いしております。しかしながら、昨今においても、運動部活動中における顧問の不適切な指導が生じており、大変遺憾に受け止めております。

運動部活動だけでなく、全ての学校の体育活動において、体罰だけでなく、あらゆる暴力行為は断じて許されるものではありません。学校において、暴力行為が決して行われること無く、児童・生徒が安全安心に体育活動を行えるよう、改めてその徹底に向けた取組を点検・確認し、適切な対応をお願いいたします。

都道府県・指定都市教育委員会学校体育主管課及び都道府県私立学校主管課におかれては、域内の市区町村教育委員会、所管及び所轄の学校に対して、国公立大学法人附属学校担当課におかれては、関係する附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所管する学校設置会社が設置する学校に対して、学校の体育活動に関わる全ての関係者にこの趣旨の周知徹底を図るようお取り計らい願います。

運動部活動における体罰の根絶について(通知)

令和4年6月23日

教保体第461号

県教育長から各教育事務所所長

各市町村教育委員会教育長、各県立学校長

千葉県高等学校体育連盟会長

千葉県小中学校体育連盟会長

千葉県特別支援学校体育連盟会長

学校における体育活動中の事故防止及び体罰・ハラスメントの根絶については、令和4年2月28日付け教体第954号で通知したところです。しかしながら、令和4年6月22日付け教総第387号、教職第330号で通知されたとおり、県立高校の教諭1名が、部活動指導中の体罰行為により、戒告の懲戒処分となりました。

今回の事案は、運動部活動の指導において、生徒にボールを投げつけ、心身に認めがたい苦痛を与えたものです。いずれも教師と生徒との信頼関係を根底に置いている運動部活動の教育的意義を大きく損なうものであり、大変残念なことであります。

これまで、「安全で充実した運動部活動のためのガイドライン」(平成30年6月改訂)に基づき、適切な運動部活動の運営に取り組まれていることとは存じますが、貴管下各校においては、運動部活動の意義を再確認し、改めて合理的でかつ効率的・効果的な指導がより一層実施されますよう指導をお願いします。

また、今後、部活動においてハラスメントや体罰等によって児童生徒の人格や尊厳が不当に傷つけられることがないよう、貴管下各校への指導をお願いします。

「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」の策定について

令和5年3月31日 教保体第1628号
教学指第1956号
生ス第959号
競ス第530号
文振第1443号
教育振興部 保健体育課長
学習指導課長
環境生活部スポーツ・文化局
生涯スポーツ振興課長
競技スポーツ振興課長
文化振興課長 から
各教育事務所長、各市町村教育委員会教育長、
各県立学校長

令和4年12月にスポーツ庁、文化庁が策定した「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、千葉県教育委員会、千葉県環境生活部スポーツ・文化局では、「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方等に関するガイドライン」を策定しました。

つきましては、各校においては、本ガイドラインの趣旨を踏まえ、「学校の部活動に係る活動方針」を策定するとともに、部活動の適切な運営に取り組んでいただくようお願いいたします。

部活動における体罰根絶の取組について（通知）

令和5年5月1日 教学指第227号
教特第131号
教保体第229号
教育振興部 学習指導課長
特別支援教育課長
保健体育課長 から
各教育事務所長、各市町村教育委員会教育長、
各県立学校長

体罰の根絶については、令和4年10月7日付け、教学指第1053号、教特第696号、教保体第899号「部活動における体罰防止に関する取組について（通知）」で取組をお願いしたところではありますが、その後も、部活動における体罰、不適切な指導の情報が散見される状況です。このことから、県教育委員会では、今年度も下記のとおり、部活動における体罰根絶の取組を実施します。

平成25年4月25日に、各スポーツ団体の全国組織が、「暴力行為根絶宣言」を採択してから10年になります。また、千葉県でも平成25年3月12日に千葉県教育委員会をはじめ、県内各スポーツ団体による「体罰根絶宣言」（別紙4）が発出されております。当時は、体罰による自殺者が出るなど、大きな社会問題となりました。

同じ悲劇を繰り返さないためにも、部活動指導に携わる教員等一人一人が自分の指導を振り返り、体罰・ハラスメントなどの根絶に努めていただくようお願いいたします。

記

(1) 県が令和5年3月に策定した「地域全体で子どもたちを育てる学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関するガイドライン」を確認し、各学校で、安全で充実した部活動の運営に資するよう新たなガイドラインを策定すること。

(2) 管理職は、部活動の巡視を実施したり顧問や生徒と対話をしたりすることで、部活動の抱える課題を把握し、解決に向けたアドバイスをすること。

(3) 生徒向けの校内外の相談窓口の周知を徹底するとともに、生徒からの相談に対して速やかに対

応できる校内体制を整備すること。(以上別紙1、3参照)

(4) 既存の組織を活用し、地域人材や部活動指導経験者等に向けた部活動公開を年間複数回実施すること。(別紙2参照)

部活動指導時における体罰及び不適切な指導の根絶について (通知)

令和5年9月19日

教学指第1041号

教特第605号

教保体第882号

教育振興部 学習指導課長

特別支援教育課長

保健体育課長 から

各教育事務所長、各市町村教育委員会教育長、
各県立学校長

このことについては、平成25年3月12日に県教育委員会他、関係団体により表明した「体罰根絶宣言」から10年が経過し、改めて部活動指導時における体罰や不適切な指導の根絶について、部活動指導に関わる全ての教職員の意識向上を図ることを目的として、令和5年5月1日付で「部活動における体罰根絶の取組について(通知)」(教学指第227号他)(以下「同通知」という。)を发出したところです。

各学校においては、同通知をもとに、部活動指導時における体罰や不適切な指導の根絶に取り組まれているところと存じますが、未だ県教育委員会宛てに、児童生徒に対する不適切と思われる指導等についての保護者や当該生徒からの苦情や相談が複数寄せられている現状があります。

については、ここに改めて「体罰根絶宣言」の趣旨を再確認し、同通知に示した取組を確実に実施することに加え、部活動指導に当たる個々の教職員の更なる意識の向上を図ることを目的として、下記の取組を実施し、本県からは部活動に係る体罰や不適切な指導は絶対に起こさない体制づくりの一層の推進について、御協力をお願いいたします。

記

1 目的

全ての部活動指導担当者が、自己の部活動に係る指導について客観的に振り返り、改めて体罰及び不適切な指導の根絶の重要性を認識するとともに、より適切で効果的な部活動指導の在り方を考える機会とする。

2 取組内容

別添「部活動指導チェックシート」を活用し、各部活動指導担当者(主顧問・副顧問等を問わない。)が、日頃の自身の指導を振り返る。

3 配付物

・部活動指導チェックシート(別添)

4 取組手順

(1) チェックシートを、全ての部活動指導担当者に配付する。(データ配付も可)

(2) 各部活動指導担当者が、各項目について該当する箇所にチェックをする。

(3) 回答後のチェックシートは、県教育委員会への提出は求めないが、校内研修の資料として活用する等、校内での体罰及び不適切な指導の防止に役立てる。